－今号の目次－

◆ 令和2年度全国児童福祉主管課長会議の資料が公表される

（厚生労働省） 1

◆ 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】動画・資料が公表される（内閣府） 13

**◆令和2年度全国児童福祉主管課長会議の資料が公表される（厚生労働省）**

標記会議はコロナ禍を踏まえ、厚生労働省ホームページに資料が公表されました。説明の動画については、今後アップロードされる予定です。

短時間勤務保育士の活用については、「新子育て安心プラン」により待機児童解消が目指されていますが、待機児童がいる自治体において、常勤の保育士の確保が困難である場合、各組・各グループに1名以上の常勤の保育士を充てるべきとされているところを、短時間勤務の保育士2名をもって対応してもさしつかえないことが示され、市町村の判断による要件の緩和等の通知案（概要）が示されました。具体的には、本号2～4ページをご参照ください。

また、処遇改善等加算Ⅱにかかる「保育士等キャリアアップ研修」の必須化について、令和4年度をめどに研修要件の必須化を目指すとされていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、研修の受講状況や実施状況等に関する調査を行い、その結果をもとに研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めて示すこととされています。具体期には、本号9～10ページをご参照ください。

　厚生労働省ホームページに掲載されている資料一覧は次の通りです。本ニュースの記事で触れている内容は、下線・太字にしています。

資料全文は厚生労働省ホームページからダウンロードしてご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 全国児童福祉主管課長会議 > 令和2年度全国児童福祉主管課長会議資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16979.html>

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋、下線・太字付記）資料一覧○説明資料１目次保育課・少子化総合対策室子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等業務室文部科学省初等中等教育局幼児教育課文部科学省総合教育政策局地域学習推進課文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課林野庁木材産業課内閣府子ども・子育て本部照会先○説明資料２目次家庭福祉課虐待防止対策推進室事例紹介（三重県）母子家庭等自立支援室文部科学省高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室内閣府政策統括官（政策調整担当）子どもの貧困対策担当母子保健課雇用環境・均等局雇用機会均等課雇用環境・均等局職業生活両立課社会・援護局地域福祉課社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室参考資料照会先○別冊資料目次少子化総合対策室保育課子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等業務室家庭福祉課虐待防止対策推進室母子家庭等自立支援室母子保健課内閣府子ども・子育て本部 |

　「保育課・少子化総合対策室」の資料から、主な内容を抜粋して以下にまとめています。

|  |
| --- |
| （説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.3から抜粋）（５）短時間勤務の保育士の活用について　（関連資料７参照）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で規定されている定数上の保育士の取扱いについては、常勤の保育士をもって確保することが原則であることをお示ししてきたが、新子育て安心プランを施行するに当たり、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理し、今後、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」としてお示しする予定である。同通知では、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、各組・各グループに1名以上の常勤の保育士を充てるべきとしているところ、短時間勤務の保育士2名をもって対応しても差し支えないこととする特例をお示している。同通知は、令和3年4月1日から適用することとしているところ、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、同通知の内容について十分御了知の上、適切な運用が図られるよう、管内の市町村及び関係者に対して広く周知をお願いしたい。（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.62から抜粋）資料7保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについての通知案（概要）１．基本的考え方本通知は、保育士の定数は常勤の保育士であることが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理したもの。２．対象となる市町村令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、子どもを受け入れることができないためであると判断している市町村。※ 当該市町村においては、上記の判断に当たり、管内の保育関係者と認識の共有を図ることを求める。３．対象となる保育所等空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であるため、子どもを受け入れることができないなど、市町村がやむを得ないと認める保育所等。※ 当該市町村においては、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準で募集していないか、広く求人活動を一定期間行っているかを確認すること等により適切に募集が行われていることを確認することを求める。４．実施内容対象となる保育所等は、子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。）を充てても差し支えないものとする。なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記の取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。※ 通常の取扱いとしては、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることを条件に、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしている。※ 「短時間勤務の保育士」の定義は、既存の公定価格FAQとの整合性を図る観点から、「各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士」を含む旨を明確化。５．留意すべき事項(１)　保育所等の長は、職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び保育士の資質向上の努力義務があることに鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。※ 上記４．の留意点として、担当する短時間勤務の保育士間で引継ぎを適切に行うための時間を確保すること、同一の組・グループに対し日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと、一部の常勤職員に業務の負担が偏ることがないよう業務マネジメントを行うことなどを記載。(２)　労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。(３)　児童福祉法の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。(４)　各都道府県知事及び各市町村の長は、上記４．の取扱いに関し、常勤の保育士を確保するための取組状況、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性の確認等により適切な運用がなされているかを指導監査において確認すること。常勤の保育士を確保するための取組状況については、当該状況の確認を行っている市町村と情報共有を行うこと。(５)　過去3年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、上記４．の取扱いの適用を認めないこととすること。（全保協事務局注：通知案については、同資料の64～66ページをご参照ください。） |

|  |
| --- |
| （説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.6から抜粋）○保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。＜見直し＞採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士※　直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場　合は、採用日から5年以内ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内※　令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用○保育補助者雇上強化事業【拡充】保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。 |

|  |
| --- |
| （８）令和３年度及び令和２年度３次補正の主な保育対策関係予算について ① 待機児童の解消等に向けた取組の推進（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.7から抜粋）ウ　多様な保育の充実　　110億円（70億円）《令和３年度予算案の主な内容》○医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.8から抜粋）【令和２年度３次補正予算】○保育環境改善等事業　　117億円令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要となる経費を支援する。なお、地方負担の支援として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっているので管内市区町村に周知するとともに積極的に御活用いただきたい。 |

|  |
| --- |
| （説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.9から抜粋）（９）令和３年度予算案における公定価格の対応等について　（関連資料11参照）①令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の改定について子ども・子育て支援新制度における公定価格では、積み上げ方式の下、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を反映して水準の見直しを行ってきたところである。令和2年度においては、昨年10月の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与について今年度から期末手当を0.05月分引き下げる改定がされたことを踏まえ、公定価格においても本年1月29日付で公定価格の改定を行い、本年2月分の公定価格から適用することとした。（保育士平均▲0.3％）。改定後の令和2年度の公定価格については、国家公務員の給与改定に準じた年額の減額相当額を本年2月分及び3月分の公定価格でまとめて減額することとしており、それぞれの月の公定価格において年額の減額相当額の1／2（期末手当0.025月分）を減額している。なお、令和3年度の公定価格については、4月以降の各月の公定価格において年間の減額相当額の1/12を減額することとなるため、改めて公定価格を改定することを予定しているので、留意願いたい。また、都道府県等におかれては、公定価格の減額改定を理由に保育所等が公定価格を原資とする保育士等の人件費をやむを得ず引き下げる場合にあっても、全体で公定価格の年間の減額相当額を超える減額が行われないよう保育所等に対して指導を行うようお願いしたい。（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.93から抜粋）資料11令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について１．公定価格の算定方法•　公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。【参考】令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容月例給は据え置き期末手当の引下げ（▲0.05月分）２．国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い•　令和2年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和2年度単価表を改定（令和2年度第3次補正予算において対応）。※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：395万円→394万円(▲1万円(▲0.3％))•　上記改定は令和3年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和3年度予算案に反映。３．実施時期•　単価表に係る改正告示の公布日（令和3年1月29日）の翌月分（令和3年2月分）の公定価格から適用し、令和3年2月以降の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額。→令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の1/2（期末手当0.025月分）を減額。※令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額。４．留意事項•　各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等に賃金の適切な支払いに資するよう、今般の改定の影響額を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。•　改正告示による公定価格の減額を理由に事業者が公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の人件費をやむを得ず引き下げる場合にあっても、賃金及び法定福利費等の事業主負担分（下記Ⓐ）について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（下記Ⓑ）を超える減額が行われないよう、各施設・事業者に指導すること。令和2年度第3次補正予算新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援について•　令和2年度第2次補正予算に引き続き第3次補正予算において、「保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）」（厚生労働省）及び「幼稚園の感染症対策支援事業」（文部科学省）を実施し、①　職員が感染症対策の徹底を図りながら教育・保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）②　保育所・幼稚園等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等について改めて補助を行うこととしている。•　なお、これらの補助事業では、「かかり増し経費」として、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども補助対象としていることから、各施設・事業者に積極的な活用を促されたい。（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.94から抜粋）（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.10から抜粋）②令和3年度における私立保育所の運営に要する費用の内訳について私立保育所の委託費については、公定価格の改定にあわせて、「私立保育所の運営に要する費用について」（内閣府・厚生労働省連名通知）により内訳を示すとともに、積算上の職種ごとの給与格付けやそれに基づいて算出した年額人件費を参考として示してきたところであるが、地域区分ごとに積算上の人件費が異なること踏まえ、これまでの全国平均額のみを示してきた年額人件費について、令和3年度からは、地域区分ごとの金額についても本連名通知においてお示しすることを予定しているのでご承知おきいただきたい。なお、この年額人件費については積算上の金額であり、通知で示す人件費と実際の人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することや、通知に示す人件費を理由に実際の給与水準を低下させることは不適切であることに留意し、適正にご対応いただきたい。（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.95から抜粋）（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.10から抜粋）③処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化時期の取扱いについて処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善の対象となる職員については、一定の研修を修了していることが要件の一つとなっているが、研修受講の負担を考慮し、令和4年度を目途に研修要件の必須化を目指すこととし、具体的には、令和3年度までの間は研修要件を課さず、令和4年度開始までに研修の受講状況を踏まえ必須化時期を確定することとしてきた。今般の新型コロナウイルス感染症の流行による研修の実施及び受講への影響や、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において研修の必須化時期の延長について要望が出されていること等を踏まえ、今年度中に研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を行い、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めてお示しすることを予定しているのでご承知おきいただきたい。一方で、保育現場で働く職員の専門性の向上とそれを通じた保育の質の向上を図るという観点からは研修の受講は重要であり、都道府県におかれては、将来的な研修修了要件の適用を念頭に、積極的なキャリアアップ研修の実施をお願いしたい。（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.96から抜粋）（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.11から抜粋）④新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の人件費の取扱いについて公定価格では、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時休園や登園自粛を行う保育所等について、利用児童が登園していない、職員が休んでいるなどの状況に関わらず、保育所等における教育・保育の体制が維持されるよう、各種の加算や減算も含めて通常どおりの支給を行い、保育所等の収入を保証することとしている。一方で、昨年、保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされたことを踏まえ、臨時休園や登園自粛を行う際に求められる人件費の取扱い等について、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（令和2年6月17日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知）によりお示ししたところである。都道府県におかれては、施設及び事業者に対し、児童福祉法に基づく施設監査の適正な実施について引き続きお願いしたい。ただし、令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の改定に係る人件費の引下げについてはやむを得ないものであることに留意されたい。（①を参照。）（説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.96から抜粋） |

|  |
| --- |
| （説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.14から抜粋）（13）社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について 　（関連資料16参照）保育所等に対する公費助成については、平成27年2月12日の社会保障審議会福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっていた。今般、令和3年1月25日に行われた社会保障審議会福祉部会において、「令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフッティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得る」こととなり、社会・援護局の予算にも公費助成の予算が計上されているため、当該取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。 |

|  |
| --- |
| （説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.17から抜粋）（３）保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備について保育士等キャリアアップ研修の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、都道府県が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な支援を行えるよう、令和2年度第3次補正予算において所要額を計上している。都道府県におかれては、引き続き、保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図る観点から、本事業を活用するなどし、研修実施体制の充実に努めていただきたい。また、本研修については、処遇改善等加算Ⅱの加算要件となっており、令和4年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととし、令和3年度までの間は研修要件を課さず、令和4年度開始までに研修の受講状況を踏まえ必須化時期を確定することとされてきた。今般、内閣府において、今年度中に研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を行い、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めて示される予定のため、ご承知おきいただきたい。 |

|  |
| --- |
| （説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.20から抜粋）（２）保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、これまでも、感染防止用の備品購入費や職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費等に対する補助を行ってきたところ。今般の令和2年度第3次補正予算においては、感染症の流行が続く中、切れ目のない支援を行うため、令和2年度第1次、2次補正予算に加え、令和3年度概算要求から令和2年度第3次補正予算に前倒し、①　職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）②　保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等を改めて補助することとしている。この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などである。本事業については、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、原則、「かかり増し経費」に御活用いただきたく、その旨、保育所等に周知を図られたい。なお、本事業の使途については、補助金の交付申請書及び実績報告書において報告を求めることとしているので、ご承知おきいただきたい。また、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるので、各自治体においては、支援を必要とする全ての保育所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。（３）新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園する場合における公定価格の取扱いについては、令和2年6月17日付けの通知において、①　利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、公定価格を算定すること②　公定価格が通常どおり支給されていることを踏まえ、労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出について適切に対応すること③　これらについて、指導監査の際に適切な指導等を行うこと等をお示ししているところ。各自治体においては、公定価格等が保育所等において適正に使われているかについてが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法における指導監査の確認事項であることを踏まえ、保育所等に対して、改めて人件費の適切な支出について、指導・助言を行っていただきたい。なお、子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査と児童福祉法に基づく施設監査については、必要に応じて連携し、効率的に実施されたい。 |

**◆子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】動画・資料が公表される（内閣府）**

令和3年2月26日に、内閣府は標記説明会について、内閣府ホームページに動画・資料を公表しました。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 自治体向け説明会等 > 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r030226/index.html>

本説明会は、都道府県等の担当者に対し、次の項目について行政説明を行っているものです。

|  |
| --- |
| 【行政説明】動画一覧あいさつ　1. 令和3年度当初予算案について2. 新型コロナウイルスに関する対応について3. 令和3年度の公定価格（案）等について4. ｢新子育て安心プラン｣について5. 子ども･子育て支援法及び児童手当法の一部改正法案について6. 児童手当制度について7. 幼児教育・保育の無償化について8. 地域子ども・子育て支援事業について9. 保育教諭の資格について10.地方自治体業務プロセス･システム標準化等について11.マイナンバーによる情報連携について12.子ども･子育て支援情報公表システムについて13.企業主導型保育事業における指導監査等ついて14.子供の貧困対策について15.その他 |

|  |
| --- |
| 資料一覧【資料1①】子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について（内閣府）【資料1②】保育関係予算の概要（厚労省）【資料1③】令和3年度当初予算案について（文部科学省）【資料2-1】保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について【資料2-2】幼稚園における新型コロナウイルス感染症への対応について【資料2-3】新型コロナウイルス感染症への対応について【資料3-1】令和2年度補正予算における公定価格の対応について【資料3-2】令和3年度当初予算（案）における公定価格の対応等について【資料4】「新子育て安心プラン」について【資料5】子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について【資料6】児童手当制度について【資料7】幼児教育・保育の無償化の概要等について【資料8-1】多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応【資料8-2】病児保育事業の単価見直しについて【資料8-3】一時預かり事業（幼稚園型）の充実について【資料8-4】地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について【資料9-1】保育教諭の資格特例について【資料9-2】保育教諭の教員免許更新制度について【資料10-1】地方自治体業務プロセス・システム標準化等について【資料10-2】就労証明書の標準的な様式の活用等について【資料11】マイナンバーによる情報連携について【資料12】子ども・子育て支援情報公表システムについて【資料13】企業主導型保育事業における指導監査等ついて【資料14】子供の貧困対策について【資料15】その他【参考資料1】新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて【参考資料2】令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について【参考資料3】令和3年度公定価格単価表（案）【参考資料4】令和3年度留意事項通知改正（案）【参考資料5】令和3年度教育・保育給付交付金交付要綱改正（案）【参考資料6】新子育て安心プラン参考資料【参考資料7】子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について（参考資料）【参考資料8】児童手当制度について（6－3別添資料）【参考資料9】教育・保育施設等における事故報告及び事故防止ガイドライン【参考資料10】教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和2年）の概要【参考資料11】会計検査院の実地検査における指摘事項について【参考資料12】子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表（案）【参考資料13】少子化社会対策大綱の推進について＜令和3年度における主な取組＞【参考資料14】新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組（全保協事務局注：資料3-1,3-2,4は厚生労働省の全国児童福祉主管課長会議の資料と同じ資料も掲載されていますので、内閣府ホームページにてご確認ください。） |